

鎌倉市公告第 425 号

建築許可に係る公開による意見の聴取

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 15 項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成 30 年 8 月 8 日

鎌倉市長 松尾 崇



申請者	神奈川県藤沢市片瀬海岸 1-4-7 江ノ島電鉄株式会社 取締役社長 榎井 進
計画場所	鎌倉市極楽寺三丁目 1049 番 2、同番 7、同番 8 の各一部
抵触法条	建築基準法第 48 条第 1 項 同法別表第二 (い) 欄
意見の聴取 を行う事項	第一種低層住居専用地域内の駅舎の建替えについて
日時	平成 30 年 8 月 18 日 (土) 午前 10 時から
場所	鎌倉市稲村ガ崎 3-2-3 稲村ガ崎小学校 第一会議室